

JHF 入会及び退会規程

制定 2010 年 10 月 19 日 理事会

改正 2023 年 6 月 15 日 理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下、「JHF」という。)定款第 6 条及び第 8 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続き)

第 2 条 この法人に正会員または賛助会員として入会しようとする個人又は団体(法人)は、別紙の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 JHFフライヤー会員の入会申し込みは、JHFフライヤー会員規程に定める方法で会費を納入し、定款第6条第2項の宣誓(フライヤー宣言)を行った者は、別紙の提出と同等とみなし理事会は入会を承認する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第 3 条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員は遅滞なく申し出なければならない。

3 JHFフライヤー会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、「JHFおよび都道府県連盟のプライバシーポリシー規約」に従う。

(退会手続き)

第 4 条 会員が退会しようとするときは、別紙の退会届を理事会に提出しなければならない。

2 会員でなくなった者の、既納の会費は返還しない。ただし、理事会の承認がある場合は返金することができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、JHFの公益社団法人設立登記のあった日(2011年4月1日)から施行する。

《別紙》

入会申込書(1)

入会申込書(2)

退会届